

令和5年12月18日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

令和5年(ワ)第16号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年11月1日

判 決

5 広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

同代表者法務大臣 小 泉 龍 司

10 同 指 定 代 理 人 高 野 剛

同 中 嶋 昌 浩

同 石 井 秀

同 武 隈 亮

同 兵 藤 凧 紗

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和5年3月28日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、裁判官の裁判行為によって、即時抗告権が侵害されたなどと主張して、被告に対し、民法709条、715条1項に基づき、慰謝料のうちの一  
25 部として10万円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

1 原告の主張

- (1) 加藤弾裁判官は、広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件の第4回口頭弁論において、原告の文書提出命令の申立てについて、「必要ありません」と口頭で却下し、そのわずか数分後に弁論を終結した。
- (2) 同裁判官の行為は、民事訴訟法223条7項の即時抗告権を侵害するものであり、民法709条の不法行為に該当する。
- (3) 原告は、同行為により、筆舌に尽くしがたい苦痛を被ったため、慰謝料の一部として本件請求をする。

## 2 被告の主張

原告が違法であると主張する加藤裁判官の行為は、裁判官がした職務上の行為であり、公権力の行使に当たるから、被告が民法の不法行為責任を負う余地はなく、民法709条及び715条を根拠に被告が原告に対して損害賠償責任を負うとする原告の主張は、主張自体失当である。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 原告は、裁判官が、文書提出命令を却下した直後に弁論を終結した行為について、民法709条の不法行為を構成する旨を主張し、被告に対し、民法715条1項に基づく損害賠償請求をしているところ、原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は失当である。

- 2 よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所三次支部

裁判官

# 岡村祐衣



これは正本である。

令和5年12月18日

広島地方裁判所三次支部

裁判所書記官 山本 哲也

